



デートDVを知っていますか



●DV(ドメスティック・バイオレンス)ってどんなこと?

DVは、恋人や夫婦などの親しい男女間で起きる暴力（身体への暴力、言葉の暴力、心理的な暴力、性的な暴力、経済的な暴力）のことです。

●「デートDV」って？

デートDVは、親密な交際関係で起きる暴力のことです。

●DVの種類

身体への暴力

- たたいたり、殴ったり、けったりする。
- 髪をひっぱったり、首をしめたりする。
- ものを投げつける。
- 暴力の後で、「二度としない」と謝るが、同じことを繰り返す。

言葉の暴力

- 「ブス」「気がきかない」等とバカにする。
- 付き合ってやっているんだから、自分の言うことを聞くのが当然だと言う。

心理的な暴力

- 目つきや態度で恐怖心をあたえる。
- 携帯のメールをすぐに返さないと、「嫌いになったの?」とか「何をしていたの?」と問いつめる。
- 外出中は必ず電話やメールで連絡がとれるように強制する。
- 束縛する、友達との付き合いを制限する、孤立させる。
- 長期間、無視をする。

性的暴力

- 相手の気持ちを考えないで、嫌なことをする。
- 見たくない雑誌やビデオを見せる。
- 好きならいいだろうといって、体に触ったり、性的なことを強要したりする。
- 性的な写真・動画を撮っておどしに使う。

経済的暴力

- お金を要求する、借りさせる。

●こんなことに、なっていませんか？

DVを受けると、疲れなくなったり、食欲がなくなったりすることもあります。また、いつも相手の機嫌を気にしながら、自分の気持ちや言いたいことを我慢して行動しなければならなくなります。



**暴力を許さず、対等な関係を目指そう。
DVは、人権侵害です。**



●ふたりの関係は？

体験したことを思い出すなどして、自分の考えにあてはまるものをチェックしてみましょう。そして、ふたりの関係について、考えてみましょう。

- ① 相手が自分以外の異性と話しているのは、許せない。
- ② 思わず手をあげても、愛情表現なら暴力ではない。
- ③ 自分さえ我慢すれば、ふたりの関係はうまくいくものだ。
- ④ 謝ってくれれば、暴力も許すべきだ。
- ⑤ 親しくなれば、相手の行動を知っておき、制限するのは当然だ。

☆チェックが1つでもついたら、それはDVについて、誤った思い込み（愛情のはきがえ）をしている可能性があります。

- ⑥ 「バカ」「ブス」など、嫌な言い方で呼ぶことがある。 (はい・いいえ)
- ⑦ 相手の携帯電話をチェックして、異性の友人のメモリーを消去する。 (はい・いいえ)
- ⑧ けんかの原因はいつも、あなたのせいだと言って責める。 (はい・いいえ)
- ⑨ 暴力の後、急にやさしくなり、謝るが、また繰り返す。 (はい・いいえ)
- ⑩ 「好きならいいだろう」と気の進まないことを無理やりさせる。 (はい・いいえ)

☆チェックが「はい」に1つでもついたら、ふたりの関係を見直す必要があります。

●ひとりで悩まないで…

友人や家族、下記の専門の相談機関に相談しましょう。（秘密は守られます。）

悩んでいるあなたへ

あなたは悪くありません。
ひとりで解決しようとしている、
周りの人の助けを借りましょう。

友達が悩んでいたら…

専門の相談機関の連絡先を
教えてあげてください。



<□相談機関□>

相談先	相談方法	相談日・時間	電話番号
芦屋市DV相談室	電話相談	月・水・金曜 9~12時 13~17時	0797-38-9100
芦屋市男女共同参画センター 女性の悩み相談	面接相談 (要予約)	毎週金曜 各50分 ①11時~②13時~ ③14時~④15時~ 月~土曜 9~17時半	0797-38-2022 <予約受付> 月~土曜 9~17時半
悩みのホットライン（兵庫県）	電話相談	毎日 9時~21時	078-732-7700
兵庫県立男女共同参画センター 女性のための悩み相談	電話相談	月~土曜 9~12時 13~16時半	078-360-8551
兵庫県警ストーカー・DV相談	電話相談	毎日 24時間対応	078-371-7830

出典：兵庫県教育委員会発行『わたしもあなたも大切に～知ってほしい「デートDV」』より抜粋・参照

※裏面もあります

～男女共同参画推進課からのお知らせ～

「女の子らしく」「男の子らしく」ってなぁに?
性別にかかわりなく「その子らしく」を大切に!!!

女の子らしく、男の子らしくって何だろう?

「女の子だからお手伝いしてね」「男の子は泣かないよ」

このような言葉を子どもの頃に言われたり、周りの大人が子どもたちに言っているのを聞いたりしたことはありませんか。女の子でも男の子でも、お手伝いしていいし、泣いてもいいのにどうしてでしょう。

その子らしく、ありのままに

女の子でも男の子でも、性別にかかわりなく、ひとりひとり個性があって、好きなものもやりたいこともあります。女の子もアニメのヒーローになりきったり、電車や虫が好きでいいし、男の子もお人形遊びや、ピンク・赤色の服を好んでもいいはずです。

その子の本当に好きなこと、やりたいことを尊重し、認め、ほめて伸ばしてあげることを大切にしてみませんか。

家事や育児・仕事に追われ、つい自分の好みや価値観・意識を押し付けてしまいがちですが、ほんの少しここに余裕をもって、「その子らしく、ありのままに」認めてあげることができたらステキですね。



子どもの可能性を広げよう

親や祖父母など周りの人が、子どもの性別を必要以上に気にして「女の子だから」とか「男の子だから」と性別によって可能性を制限したり、「こうあるべき」と決めつけたりすることは、子どもの自由な発想や感性を奪ってしまうことにつながるかもしれません。

周りの人が、それぞれの刷り込まれた先入観を押し付けないようにし、子どもの個性を大切にした言葉かけや励ましを続け、その子の思いを認める態度で接することによって、将来を見通した自己形成を促すことになるのではないかでしょうか。

子どもたちが、男女の枠にとらわれない自分らしい多様な生き方を選択できるようになればいいですね。

DV(ドメスティック・バイオレンス)を 知っていますか?

DVは恋人や夫婦などの親しい男女間で起きる暴力のことでの犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVの種類には次のようなものがあります。

(1) 身体的なもの

- 平手でうつ
- 足でける
- げんこつでなぐる
- 髪をひっぱる
- 首をしめる
- 物をなげつける
- など

(2) 精神的なもの

- 大声でどなる
- 「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う
- 生活費を渡さない
- 子どもに危害を加えるといっておどす
- 実家や友人とのつきあいを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
- 外で働くなと言い、仕事を辞めさせる
- など

(3) 性的なもの

- 見たくないのにポルノビデオ・雑誌をみせる
- 避妊に協力しない
- いやがっているのに性行為を強要する
- 中絶を強要する
- など

ひとりで悩まないで

あなたは悪くありません。ひとりで解決しようとしないで友人や家族、下記の専門の相談機関に相談しましょう。(秘密は守られます。)



《専門相談機関》

相談先	相談方法	相談日時・電話番号等
芦屋市DV相談室	電話	月・水・金 9~12時, 13~17時 0797-38-9100
女性の悩み相談 (芦屋市男女共同参画センター)	面接 予約必要	毎週金曜 各 50分 11~16時 0797-38-2022(月~土曜 9~17時半)
悩みのホットライン(兵庫県)	電話	毎日 9時~21時 078-732-7700
女性のためのなやみ相談(兵庫県立男女共同参画センター)	電話	月~土曜 9時半~16時半 078-360-8551(12時~13時を除く)
兵庫県警ストーカー・DV相談	電話	毎日 24時間対応 078-371-7830

6月23日～29日

男女共同参画週間

問い合わせ 男女共同参画推進課 ☎38-2023



■プロフィール
中里 英樹
(なかざと ひでき)氏

甲南大学文学部教員。専門は「家族社会期の育児」で、『子育て』について研究されています。芦屋進学研究会副会長。

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」は、今や男女共同参画の議論と切り離せないものになっていますが、その推進のための重要な鍵が、このような新しい常識なのではないでしょうか。

昭和61(1986)年の「男女雇用機会均等法」施行以来、女性が男性と同様に活躍し続けられる職場環境作りに向けてさまざまな政策が打ち出されてきました。それから30年近くたった今でも、就職活動を控えた女子大学生に尋ねてみると、「子どもが生まれたら仕事はいったん辞めて、ある程度大きくなるまで家にいたい」と答える人が多くいます。もちろん、そういう選択も尊重される必要はあるでしょう。しかし、理由を聞いてみると、「しっかり子育てをしたいから」だといいます。

納得できる理由のようですが、よく考えてみると、その前提には「働き続けたら、しっかりと子育てできない」という認識があることが分かります。つまり、男性ならばほとんど考へることのない制約のもとでの「究極の選択」の結果なのです。

確かに、親特に父親やアルバイト先の社員など、「フルタイム」で働く人たちを見ていると、正社員として働きながら「しっかり」子育てすることが難しいと考えてしまうのは、無理もないことで、



現代社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かれ合って、性別に関わりなくその個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の形成に向け、進みつつあります。国の男女共同参画推進本部では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が平成11年6月23日であることから、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

今回は、本市の男女共同参画推進審議会副会長である中里先生に、「男女共同参画社会」の実現、また「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の意義についてご寄稿いただきました。

「究極の選択」を超えて —男女共同参画社会とワーク・ライフ・バランス—

昭和61(1986)年の「男女雇用機会均等法」施行以来、女性が

男性と同様に活躍し続けられる

職場環境作りに向けてさまざま

な政策が打ち出されてきました。

それから30年近くたった今でも、

就職活動を控えた女子大学生に

尋ねてみると、「子どもが生まれたら仕事はいったん辞めて、ある

程度大きくなるまで家にいたい」と答える人が多くいます。もちろん、そういう選択も尊重される必要はあるでしょう。しかし、理由を聞いてみると、「しっかり子育てをしたいから」だといいます。

納得できる理由のようですが、よく考えてみると、その前提には

「働き続けたら、しっかりと子育てできない」という認識があること

が分かります。つまり、男性なら

ばほとんど考へることのない制

約のもとでの「究極の選択」の結

果なのです。

確かに、親特に父親やアルバ

イト先の社員など、「フルタイム」

で働く人たちを見ていると、正社

員として働きながら「しっかり」

子育てすることが難しいと考え

てしまうのは、無理もないことで、

子育てするのには、無理もないこと

です。フルタイムというのは、

法定労働時間としては原則週40

時間(週5日勤務であれば1日8

時間)ですが、学生たちを含む多

くの人たちの認識では、特に正社

員の働き方は、残業は当たり前、

というものではないでしょうか。

専業主婦である妻を持つ男性と

その予備軍である若者たちが働

き手の大半を占めることによつ

て可能になつてきました。

ですから、性別にかかわらず、

自分にあつた生き方を選択でき

る「男女共同参画社会」の実現の

ためには、残業をしないことが当

たり前、という新しい常識を作り

だし、「究極の選択」を不要なもの

にする

ことが不可欠です。

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」は、今や男女共同参画の議論と切り離せないものになつていますが、その推進のための重要な鍵が、このよ